

携により収納を行います。

6. 資格証明書や短期保険証を発行します。

基本的な流れ

納期限後20日以内に督促状を発送します。これで納付されない場合、納付催告書(呼出)を発送します。(納税相談にも応じます。)それでも納付されない場合、差押予告、財産(不動産・給料の職場への照会・預金(銀行等への照会))の調査を行い、差押をすることになります。

介護保険料について(福祉課)

介護保険料を滞納すると以下の制限を受けます。

・1年以上滞納した場合

本来なら介護サービスにかかった費用の1割を支払えば済むところを、いったん全額支払い、後で町に申請して9割分の払い戻しを受けるようになります。

・1年6ヶ月以上滞納した場合

1年以上滞納した場合と同じく介護サービスの費用がいったん全額自己負担になります。さらに、町から払い戻しを受ける9割分が差し止められ、滞納している介護保険料に充当されます。

・2年以上滞納した場合

本来なら介護にかかった費用の1割の自己負担で済むところを、3割の自己負担に引き上げられ、さらに高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

保育料について(福祉課)

保護者に対し電話催告を行います。町税と同様に滞納処分が可能となっていることから強制対応も含め滞納解消に努めます。

水道料金について(上下水道課)

3ヶ月間未納で督促状の発送、4ヶ月間滞納で催告書を発送します。それでも納付されない場合は電話催告、今まで以上に厳しく給水停止処分を行います。なお、様々な理由により期限内に納付できない方々については相談に応じます。

住宅使用料(家賃)について(建設課)

景気が低迷し所得が減少するなど、苦しい経済事業の中にあってもきちんと家賃を納めている入居者が大多数ですが、一部の入居者が家賃を滞納しております。

このことは受益者負担の原則・公平の理念からも決して許されるべきではありません。このため建設課ではその対策として以下のことを実施しております。

1. 滞納者を戸別訪問して徴収(随時)
2. 納付期限を指定した督促
3. 滞納者、連帯保証人を交えた滞納解消のための相談
4. 生活保護受給世帯の代理納付制度の活用(福祉事務所が家賃を直接町に納める。)

なお、平成19年度の収納率は、95.75%となっております。

なかどまり

役場情報

このコーナーは、町からの情報が盛り沢山です。さらに詳しく知りたい方は、担当へお気軽におたずねください。

中泊町役場 ☎57-2111 小泊支所 ☎64-2111

～中泊町税・料徴収対策本部から～

中泊町は、滞納問題に取り組みます 滞納は、住民サービスの低下を招きます

中泊町税・料徴収対策本部を設置しました。

町では財政が厳しい中、行財政改革を進めています。町も町民の皆様方も意識の改革とご協力が必要です。

そこで今回は、改革を財政面から見た場合の問題点「滞納問題」について考え、「中泊町税・料徴収対策本部」を設置しました。町職員も一丸となって、徴収対策に取り組むことになりました。滞納とは、年度内に支払うべきお金が年度内に支払われない場合、滞納となります。滞納問題は、お金だけの問題ではありません。人間の意識とモラルの問題でもあります。これから、この機会に町民の皆さんも税・料をきちんと払っている人と、そうでない人の差が生まれないためにも、滞納問題について考えてみませんか。

税務一般関係について(税務課)

1. 税務課職員全員で、臨時戸別訪問等の強化を図り実施します。
2. 随時、期限内納付が困難な方への納税相談を実施します。(個々の実情に合わせた分割納付計画等を作成し納税しやすい方策を検討します。)
3. これまで同様、県税事務所・青森県市町村総合事務組合滞納整理課への徴収事務委託を実施し、滞納処分を含めた不動産・給料・貯金等の差押えを行います。

国民健康保険税について(税務課・町民課)


税務課・町民課が連携を図り、次のようにキメ細かく取り組みます。



1. 分納相談に応じて、短期保険証の発行を随時行います。
2. 短期保険証の発行及び再発行時に口座振替を推奨します。
3. 職員による夜間徴収、戸別訪問により納税を促します。
4. 催告書の発送を行います。
5. 納税証明書発行及び各種納付時に関係課との連

県民局県税部)に対し、徴収移管(県税部が直接徴収、差し押さえ等を実施)をする場合があります。是非、納付相談においでください。都合により来所できない場合は、ご連絡いただければお伺いします。

【担当 徴収係 内線44・45】

～環境衛生課から～

 マークのついているものは、「その他のプラスチック類」としてリサイクルに出してください。

町発行の「家庭用ごみ分けガイド」の3頁～4頁のリサイクルの出し方及び12頁からの家庭ごみ分別辞典の中で、 マークのついているプラスチック製容器の中のレジ袋、お菓子類の袋、豆腐の容器、卵の容器などのパック容器は「燃やせるごみ」としても出せるようにしていますが、これはあくまでも「中身が付着したり、汚れているためにリサイクル品にならないもの」を想定したものです。基本的に、 マークのついている容器類は、ごみの減量化、リサイクル推進のためにも「その他のプラスチック類」として出してください。お願いします。

町民の皆さんには、誤解を与えるガイド内容になり、毎日のごみ出しに悩ませてしまい大変申し訳ありませんでした。訂正して、お詫び申し上げます。なお、缶・ビン・ペットボトル、白色トレイ、その他のプラスチック類などのリサイクル資源ごみを出す袋は、透明または着色剤を含まない半透明の袋(レジ袋など)を使用するようにしてください。レジ袋等がない場合は、「燃やせないごみ指定袋」を使用するようにしてください。

【担当 環境衛生係 内線38・60】

～静和園から～

慰問

・「中里小学校」校長・高橋裕幸

運動会にちなんで、伝承部児童が来園。宮川獅子舞、登山囃子等を披露してくれました。

・「山百合会」会長・粕谷ミキエ(つがる市)

会員6名来園。13回目の慰問で、創作舞踊等を1時間にわたり披露してくれました。

ボランティア

・「中泊町老連中里支部女性部」代表・宮越リシイ

会員10名来園。花壇へ花苗移植作業をしてくれました。

・宮越兼雄(中泊町)…当園に植えている「松の木」の剪定を3日間にわたり、汗を流してくれました。

寄贈

- ・竹内 恭一(中泊町)…………… 花の苗
- ・佐藤ハツエ(中泊町)…………… 雑巾
- ・藤本 京子(中泊町)…………… ニラ
- ・鈴木兼四郎(中泊町)…………… 洗顔タオル
- ・中泊町老連中里支部女性部…………… 雑巾

【担当 静和園 ☎57-3101】

～福祉課から～

乳幼児医療費の助成対象が拡充されます

平成20年10月診療分から、新たに4歳～小学校就学前児童の通院も対象になります(ただし、自己負担1月当たり1,500円あり)。従来までは、通院が対象になるのは3歳まででしたが、今回の改正において、4歳～小学校就学前児童も対象になります。ただし、自己負担が発生しますのでご了承下さい。

改正後の乳幼児医療費助成事業の概要

対象年齢……0歳～小学校就学前児童

対象となる医療費等

通院・入院に係る医療費(入院時食事代を除く)

一部負担金…0歳～3歳まで……なし

4歳～小学校就学前児童

入院1日当たり500円/通院1月当たり1,500円

【担当 福祉係 内線23】

平成20年度敬老会のお知らせ

平成20年度中泊町敬老会を次により開催します。

◇日時…平成20年9月15日(月・敬老の日)午前10時より

◇場所…中泊町体育センター

◇参加者…会場の都合等により老人クラブの会員及び9月15日現在で65歳以上の方とさせていただきます。

なお、当日は下記についての顕彰があります。該当すると思われる方は、役場福祉課または小泊支所管理課に備え付けている「申請書」にご記入の上、平成20年8月1日(金)までにご提出ください。(88歳長寿者は、申請の必要がありません。)

①88歳長寿者…大正8年9月16日から大正9年9月15

日までに生まれた者。該当者には後日通知します。

②結婚50年金婚夫婦…昭和32年9月16日から昭和33年9月15日の間に婚姻入籍した夫婦

③結婚60年ダイヤモンド婚夫婦…昭和22年9月16日から昭和23年9月15日の間に婚姻入籍した夫婦

【担当 福祉推進係 内線21】

～税務課から～

「町税」の納付相談を実施しています

当町では、町税(町・県民税、国民健康保険税、その他の税)の「納付相談」を随時行っています。

特に、国民健康保険税は、未納のままにしておきますと「被保険者証」ではなく「資格証明書」の交付となり、保険医療機関等で診察を受ける場合は、診療費用の全額を支払うことになります。

また、去年同様個人住民税(町・県民税)の滞納者については、地方税法に基づき、青森県(西北地域

～町 民 課 か ら～

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)加入のみなさまへ

1. 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

この認定証を医療機関の窓口に表示することで入院時の一部負担金と食事代が減額されます。

○交付を受けられる方

住民税非課税世帯に属する方(低所得者区分Ⅱ及び低所得者区分Ⅰの方)は、申請により認定証の交付を受けられます。

- ・低所得者区分Ⅱに該当する方……世帯員全員が住民税非課税である方
- ・低所得者区分Ⅰに該当する方……世帯員全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の各所得金額が全て0円の方(公的年金の場合は80万円以下)及び老齢福祉年金受給者

〈申請に必要なもの〉 ……印鑑・被保険者証

〈申請場所〉 ……お住まいの市町村後期高齢者医療担当課窓口

○既に交付を受けている方

お持ちの認定証は7月末で有効期限が切れますので、引き続き必要な方は、8月中に更新手続きをしてください。ただし、平成19年中の所得状況により、交付を受けられない場合もあります。

◆高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担額

適用区分	窓口での自己負担割合	通院 (個人単位/月)	通院+入院 (世帯単位/月)	入院時の1食当たりの食事代
①現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(*1)	260円
②一般	1割	12,000円	44,400円	
③低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	210円(過去1年の入院期間が90日以下)
④低所得者Ⅰ			15,000円	100円

*1 過去1年間で4回目以降は44,400円となります。

2. 「後期高齢者医療被保険者証」の差し替えについて

平成19年中の所得状況により、負担割合の変更となる方へ、8月から使用する新しい被保険者証を7月中に郵送します。

青森県後期高齢者医療広域連合 TEL 017-721-3821

【担当 老保年金係 内線37】

～中 央 公 民 館 か ら～

映画会開催!

この映画会は入場無料となっており、どなたでも入場できます。

日程、場所等は下記のとおりですが、小・中学生からその父母、一般成人、高齢者の方までお楽しみいただける内容となっておりますので、皆様お誘い合わせのうえ鑑賞ください。

映画名……「螢の舞う街で」40分・アニメ

- 日 程……7月23日(水) 10時～武田農協2階
13時30分～内潟公民館
- 7月24日(木) 10時～すすくしたまえ館
13時30分～漁火センター
- 7月25日(金) 13時30分～中央公民館

【担当 中泊町中央公民館 TEL57-2341】

金魚ねぶたづくり教室受講者募集!

中央公民館では、下記のとおり金魚ねぶたづくり教室を開催いたします。受講を希望される方は、電話でお申込みください。

日 程…金魚ねぶた～7月29、30日(午前9時～11時頃)
※制作には2日間かかります。

場 所…中央公民館・大ホール

受講対象…町民であればどなたでも参加できます。
(親子での参加大歓迎)

募集人員…30名(5名未満の場合は中止となります)

受講料…金魚ねぶた～1個、300円(中里地区子ども会育成連合会に登録されている方は、連合会で受講料を負担します。)

申込締切…7月22日(火) ただし、募集人員に達し次第締切とさせていただきます。

～町民課から～

国民健康保険税「税率等の改正」について

国民健康保険税の制度が変わります

- 国民健康保険税の算定に「後期高齢者支援分」が加わります。
- 税率及び課税限度額が改められました。
- 納付方法に「特別徴収」が導入されます(平成20年10月から)。

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」がスタートし、国民健康保険税から後期高齢者医療制度への医療費の一部を支援することになりました。

これに伴い、国民健康保険税が、これまでの「医療分」と「介護分」に加え「後期高齢者支援分」で計算されることとなります。

また、今年度は医療費の増加に伴い、税率の引き上げ(前年度医療分と比較して7.7%増)も行われましたので、下記の表を参考にしてください。なお、介護分の税率は据え置きとなっています。

75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」に移行されますので、国民健康保険税は課税されません。

区 分	現 行		改 正 後		
	医 療 分	介 護 分	医 療 分	介 護 分	支 援 分 (新設)
被 保 険 者	すべて	40歳以上64歳	0歳から74歳	40歳以上64歳	0歳から74歳
限 度 額	56万円	9万円	47万円	9万円	12万円
納 付 方 法	普通徴収 (7月から12月)		普通徴収(7月から12月) 特別徴収(国保被保険者全員が65歳から74歳で年金収入がある方)		

国民健康保険税の税率が変わります

平成20年度から支援分も加わり、3本立てで計算することとなります。

〈平成19年度〉

現 行	所 得 割 額	資 産 割 額	均 等 割 額	平 等 割 額
医 療 分	7.5%	45.0%	24,000円	33,600円
介 護 分	1.6%	7.2%	10,800円	7,200円

〈平成20年度〉

現 行	所 得 割 額	資 産 割 額	均 等 割 額	平 等 割 額
医 療 分	5.9%	34.0%	17,400円	28,800円
介 護 分(据置)	1.6%	7.2%	10,800円	7,200円
介 護 分	2.24%	19.0%	8,700円	9,000円

平成19年度の現行税率と20年度の改正後の税率を比較すると次のようになります。

〈比較増減〉

	平成20年度			平成19年度	比 較 増 減
	医療分税率	支援分税率	計	医療分税率	
所 得 割	5.9%	2.24%	8.14%	7.5%	0.64%
資 産 割	34.0%	19.0%	53.0%	45.0%	8.0%
均 等 割	17,400円	8,700円	26,100円	24,000円	2,100円
平 等 割	28,800円	9,000円	37,800円	33,600円	4,200円

〈試算例〉

65歳以上75歳未満で収入が年金のみの夫婦2人の場合(夫：年金792,100円、妻：年金480,000円)で固定資産税(土地・家屋)が20,000円の場合

※上記の場合、所得が33万円以下のため、7割軽減(均等割・平等割)となります。

(平成19年度税率)

(平成20年度税率)

医療分		医療分		支援分	
所得割	0円	所得割	0円	所得割	0円
資産割	9,000円	資産割	6,800円	資産割	3,800円
均等割	14,400円	均等割	10,440円	均等割	5,220円
平等割	10,080円	平等割	8,640円	平等割	2,700円
年税額	33,400円	年税額	25,800円	年税額	11,700円

■医療分と支援分の合算額は、37,500円となります。

※比較すると37,500円-33,400円=4,100円の増となります。

国民健康保険税の特別徴収が始まります

平成20年10月から特別徴収が開始されます。今年度の特別徴収対象者となる方は、7月、8月、9月が普通徴収(納付書や納税組合からの納付)、10月以降は年金支払月(10月、12月、2月)に特別徴収となります。

平成21年度以後は、年金支払月毎の特別徴収となります。

特別徴収対象者の国民健康保険税の納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20年度	—	—	—	普通	普通	普通	特別	—	特別	—	特別	—
21年度	特別	—	特別	—	特別	—	特別	—	特別	—	特別	—

特別徴収の対象者とは、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上74歳までの「世帯主」で、年額18万円以上の年金を受給している方。
【担当 国保係 内線33】

記者のつぶやき

今回は、広報紙を作るのにいくらお金がかかっているのかご紹介します。

広報なかどまりは、毎号5,300部作成しています。16ページで、月額150,880円(消費税込み)かかっています。今月号は、おかげさまで、4件50,000円の広告収入があったので、残りの100,880円が、税金より支払われます。1部あたり19.03円となります。広告収入がない場合は、1部あたり28.46円となります。

広告収入があるのとないのとでは、ぜんぜん違いますよね。今後も皆様のところへも営業に行くとありますが、ご協力の程お願いします。(M.K)

～町立図書館から～

今月のMiniコレクション

「手作り大好き」「2008年度 上半期ベストセラー」をテーマにした本の展示をします。

新刊情報

『傀儡』	板東真砂子	集英社
『Ruriko』	林真理子	角川書店
『東京島』	桐野夏生	新潮社
『義弟(おとうと)』	永井すみ	双葉社
『やつらを高く吊るせ』	馳星周	講談社

【担当 中泊町図書館 ☎69-1111】

屋根工事一式・ステンレス加工



大川板金

代表 大川道夫

中泊町大字大沢内字ニタ見274
TEL/FAX 57-4278



〒037-0522
北津軽郡中泊町大字小泊字筑上23-3
TEL 0173-64-3045